

第156回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和2年6月15日 午後3時から午後5時まで

会場 市役所3階 教育委員室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代  
委員 中川 律 委員 原田 泰孝  
事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛  
情報管理課文書法制係主任 林 勇樹  
説明者 市民課長 吉野 勝治  
防災安全課防災・消防係長 沢口 直人  
総務課長 津田 智宏 総務課庶務管財係長 森山 直  
子育て支援課長 山本 俊彰 子育て支援課子育て支援係長 中島 慶亮

【原田会長】 では定刻になりましたので、ただいまから、第156回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。

まず事務局のほうから、資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【原田会長】 資料のほうはよろしいでしょうか。

では、次第に沿って進めていきたいと思います。

次第の2、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、御報告をお願いいたします。

【市民課長】 (自己紹介)

それでは早速ですが、令和元年度の住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、御報告をいたします。この報告につきましては、国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例第15条の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について御報告するものでございます。

では、配布しております資料3、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についてに沿いまして、御報告いたします。

最初に、(1) 個人番号カードの交付件数でございます。こちらは、平成27年12月に住基カードの新規発行が終了しまして、平成28年1月より個人番号カードが住基カードの機能を引き継ぎましたために、個人番号カードについて御報告するものでございます。

令和元年度の個人番号カードの交付枚数は、2,555件でございました。国立市の人口に対するカード交付率は、稼働してから通算いたしますと18.8%という状況でございます。

続きまして、(2) 住民票の写しの広域交付についてでございます。こちらは、国立市以外の全国どこの市町村でも、本人及び同一世帯の方の住民票が取得できるサービスでございます。他市区町村の住民が国立市で請求した件数は73件、国立市民が他市区町村で請求した件数は144件でございました。なお、広域交付の住民票と通常の住民票との違いでございますが、広域交付の住民票は本籍地や筆頭者といった戸籍の表示が省略されたものとなっております。

続きまして、(3) 転入届の特例に該当する転入転出でございます。これは転出届を提出する際、住基カード、個人番号カードを持参すれば、転出証明書の交付を受けなくて転入の届出を行うことがで

きるという手続の方法でございます。このサービスの利用件数としては、国立市から他市区町村への転出届は81件、他市区町村から国立市への転入届は358件という状況でございます。

最後に、令和元年度に国立市では、住基ネット、個人番号に係る個人情報漏えいなどの事件はございませんでした。

以上、令和元年度の住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についての御報告でございました。

**【原田会長】** ありがとうございます。

この件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

続きまして、次第の3、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況について、御報告をお願いいたします。

**【防災・消防係長】** (自己紹介)

それでは報告させていただきます。資料4、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況についてを御覧ください。

表の横項目の3列目、該当する施設等の数から、御報告させていただきます。令和元年度につきましては、該当する施設等の数は横ばいで、変更はなく、苦情件数及び映像データの利用第8条関係につきましても、平成30年度と同様に0件でございました。

映像データの外部提供、第8条関係でございますが、平成30年度は13件でございましたが、令和元年度は24件といったように増加しております。利用者または提供先でございますが、全ての案件が立川警察署への刑事訴訟法第197条第2項の規定による提供となっております。提供内容の内訳についてですが、3ページ、4ページを御覧ください。令和元年度に外部提供したものにつきましては、先に申し上げましたとおり24件全ての提供先が立川警察署、提供内容は刑事訴訟法第197条第2項に基づく事件捜査となっております。

御報告につきましては、以上でございます。

**【原田会長】** ありがとうございます。

この件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

**【中川委員】** これは法令に基づくものということで、刑事訴訟法第197条第2項の規定によって第三者に映像データが提供されたということですが、まずは形式的なことですが、こちらは個別の防犯カメラの条例だと思っておりますが、こちらの個人情報保護条例の本体規定では第9条第1項で、第三者に提供するとき、これもまた法令に基づき利用又は提供するときというのが含まれていると思っておりますが、この解説のところを見ますと、法令に基づき提供する場合は強行規定と任意規定の場合があって、任意規定の場合は慎重な対応が求められるというような記載になっているのですが、この趣旨に鑑みますと、第197条第2項というのは捜査に必要な事項の照会に基づくということだと思いますけれども、任意的な協力という規定だと思っておりますが、できる規定ですので、慎重な対応というようなことが求められると。簡単に言えば、どれぐらい必要性があるのかということについて慎重に検討するということをうたっていますけれども、何かそのような検討がなされたのかどうか、お尋ねします。

**【防災・消防係長】** その取扱いとしては、基本的に捜査目的ということで警察のほうから照会が

あれば、そちらの法令に基づいてやっているというのが、現状でございます。

【中川委員】 では、現状においては、任意規定であるということを踏まえた慎重な検討ということは、特になされていないということでしょうか。

【防災・消防係長】 そうですね。すみません。即答ができませんので、個々の所管部署のところ、どのような依頼があって、受け方をしたかというのは、確認させていただかなければいけないと思います。

【中川委員】 この安心安全カメラの設置及び運用に関する条例というのは、ある種、個人情報保護条例の特別法的な位置づけだという考え方でよろしいのですかね。そうしますと、一般論原則で、条例9条の原則が当てはまると考えるべきだと思いますので、そこの任意規定であるということについての慎重な検討ということがなされていない現状であると仮にいたしますと、条例の趣旨にのっとった運用という点から、若干検討の余地があると、改善の余地があると言うべきだろうと思いますので、その点について、どのようなことを求めればよろしいのですかね。また内部で調査していただいて、御報告いただくということが必要かなと思いますので、よろしく願いいたします。

【原田会長】 今の中川委員からの御質問については、補足の説明を頂くということでもよろしいですか。それは、次回になりますかね。

【防災・消防係長】 そうですね。はい。

【原田会長】 次回はまだ決まっていないですけども。

【事務局】 また日程調整させていただき予定もでございますので。

【石居委員】 今の点に補足といいますか、追加で質問なのですが、平成30年度は13件に対して、昨年度は24件と随分増加しているのですが、どういう理由かなど、なにか傾向として把握されていますでしょうか。

【防災・消防係長】 ただ単純に不審者とかそういった捜査の件数が増えたというところでございます。

【石居委員】 今の中川委員からの質問と関連すると、従前は厳格に見ていたけれど、昨年度に関してはそうでもなくなったとか、そういう事情は特に感じられない。

【防災・消防係長】 特にはないです。

【原田会長】 ほかにございますでしょうか。

よろしければ、取りあえず今日のところはこれで終わりたいと思いますが、補足で説明をお願いいたします。

【防災・消防係長】 ありがとうございます。

(説明者入室)

【原田会長】 では続きまして、次第の4、1件目の諮問事項になりますが、公用車にドライブレコーダーを設置することにより個人情報を収集することについて、及び今申し上げたことについての収集を行った旨及びその目的を、本人に通知しないことについて、個人情報保護条例第8条第3項及び第4項ただし書の規定に基づく諮問となります。

それでは担当課のほうから御説明をお願いします。

【総務課長】 (自己紹介)

【庶務管財係長】 (自己紹介)

それでは、私から御説明させていただきたいと思います。

一般的にも普及してきておりますドライブレコーダーの設置について、諮問いたしたいと思います。資料1-1の諮問書を御覧ください。

諮問事項については、(1)、(2)の2項目になります。公用車にドライブレコーダーを設置することにより個人情報収集することについて、また、その収集を行った旨及びその目的を、本人に通知しないことについてです。

ドライブレコーダーにつきましては、皆様も御存じかと思いますが、車両運転時に車外の映像を録画、記録できるものでございます。2番の諮問理由におきましては、公用車にドライブレコーダーを設置することで、設置者であることを明示することによって、例えば近年発生しているあおり運転の抑制とか、また、実際に職員も運転が記録されるということから安全運転意識の向上が期待できるというところです。また、交通事故発生時の状況証拠とすることが可能となるためということで諮問させていただきます。

それでは資料1-2、国立市公用車にドライブレコーダーを設置することについて、説明させていただきます。

1番の設置目的につきましては、先ほどの諮問理由のところでも述べさせていただきましたとおりです。

2番の設置場所、設置台数につきましては、今年度具体的な設置台数は14台を予定しております。

3番、標準設置機器についての御説明をさせていただきます。設置に関しましてはフロントカメラ、リアカメラの前後を想定しております。解像度につきましては、証拠映像としてナンバー等を読み取れると言われている200万画素以上のフルHDを想定しております。保存時間につきましては、記録媒体、SDカード等の容量、また設定等でも変わってくるころではございますが、一般的な画質で設定を1段階下げた場合の時間数を記載させていただいております。これは長くても運用上、この時間数が上限かと考えており、記載させていただきました。保存方法、保存媒体に関しては、SDカードを想定しております。視野角度におきましては、一般的に理想とされております垂直55度以上、水平108度以上とさせていただきます。これは、視野角度がある程度ないと、事故は真正面のみで起こるわけではなく、斜め前方などの事故の場合も対応できるようにしなければ、意味がなくなってしまうためです。

なお、次年度以降に設置する予定のドライブレコーダーに関しましては、技術の進化等により機器の機能自体も変わってくると思われまますので、「今後設置するドライブレコーダーについては、変更の可能性あり」と括弧書きで記載させていただきました。

続いて4番、設置・運用方法に関してです。こちらは要領を定めるという形で、記載させていただいております。具体的には1枚めくっていただいた別紙のとおりです。現在のところ、案という段階です。こちらは、ドライブレコーダーを設置するに当たり、その運用方法、具体的には管理責任者の規定やデータの取扱いなどを定めております。

戻りまして5番、本人通知を行わない理由になりますが、ドライブレコーダーというものは車両につけて、運転時車外を録画、記録するものになります。そのため公道を走行いたしますし、個人情報を収集される対象者は不特定多数という形になります。本人外収集及びその目的を本人に通知するという形は困難でありますので、このように取り扱いたいと思います。

駆け足となりましたが、諮問書の説明、資料の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

【原田会長】      ありがとうございます。

では、審議に入りたいと思います。委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。

【岸委員】 基本的なことなのですが、公用車を使われるのは、基本的には国立市の職員の方でしょうか。

【庶務管財係長】 そうですね。

【岸委員】 具体的にはどういう場面で使われることが多いのでしょうか。あと、行く範囲はやはり国立市内のことが多いのかを教えてください。

【庶務管財係長】 市内もちろん多いのですが、高速を利用して遠くに行く場合も何度かあります。一番多いのは市内になります。

【岸委員】 不特定多数の人から個人情報収集する可能性があるということで、例えば衝突とか何かトラブルがあったときの相手方とか、周辺の通行人の方とか、そういう方を指しているということですかね。

【庶務管財係長】 そうですね。はい。

【岸委員】 職員の方は皆さん、ドライブレコーダーを設置しているというのは御存じだろうかと思うのですが、車に設置していますというような、掲示ではないですが、ステッカーを貼ったりなどするのでしょうか。

【庶務管財係長】 一応、犯罪、あおり運転などの抑制のためにも、導入車にはドライブレコーダー設置車というようなステッカーを貼るような形を考えております。

【岸委員】 保存時間260分程度ということで、これは260分を超えたら自動的に消えていくようなことでしょうか。

【庶務管財係長】 はい。260分ごとに上書きされていくという形です。

【岸委員】 多分これは設置機器によって変わっていくものだと思うのですが、将来はもっと何倍にも延びる可能性もあるということですか。

【庶務管財係長】 そうですね。そういう技術が変わってくるので、記録媒体自体もSDカードなどではなく、もっと大きなメディア等も出てくるかもしれませんので、そのときの状況で。今の段階で、これも画質を1段階下げる形になりますけれども、大体260分と長めに撮れるという形で、もっと画質を下げたり、コマ数を遅らせたり設定を変えると、さらに延ばすことはできるのですが、基本的には事故などを記録するものになりますので、ある程度の画質、記録のコマが必要になると思いますので、そうなる標準的に260分程度が上限かなと、今の段階では考えております。

【岸委員】 今、この状態では260分を前提に諮問していて、何年かたったとき、もう何千時間などになっていたら、また諮問し直していただくということになるのかなと思っただけなのですが、その場合、どういう扱いになるのですか。

【関口委員】 関連するかもしれないですが、今回のドライブレコーダーに録画されるデータというのは、個人情報を含む新しいデータになると思うのですが、これは国立市の個人情報管理台帳にはきちんと、新規の個人情報媒体が増えるということで、登録されていると思ってよろしいですか。取扱個人情報が増えるということ。

【庶務管財係長】 そうですね。御審議が終わってよければ、届出を出すものとなります。

【関口委員】 届出が出るということで、その際に、恐らく取り扱う個人情報のデータの量ですとかが記録されるかなと思うので、録画の時間が増えるごとに審議が必要かというよりは、その台帳が

正しく更新されるか、何分、何時間、どれぐらいというのが正しく更新される運用ができているかということが重要なと思うのですが、その辺りは毎年、所有する個人情報の見直しなどの運用フローにのっかって、きちんと見直されるとして大丈夫でしょうか。

【津田総務課長】 基本的には、いろいろ技術の革新によってというのはありますけれども、やはりよりどころとするものを、必要に応じてきちんと更新していきたいと思います。

【関口委員】 今の岸委員の御心配のとおり、量だけがどんどん増えていって管理できないと困ると思うので、多分そういう更新が必要になるかなと思います。運用をきちんとしていただければと思うのですが、諮問まで要るのでしょうか。

【岸委員】 分らないです。現時点で想定と全然違うようになったらどうなるのかなと。素朴な疑問として思っただけで。

【関口委員】 そうですね。利用目的が変わらなければ、量と運用がきちんと管理されていけばよろしいかなと、個人的には思うのですが。

【原田会長】 今の点でいうと、録画時間を延ばすことも可能だという観点のお話だったので、一方で制限を設けるという観点での検討も必要かなとは思うんですね。一定時間数を超えたら削除する、あるいはそれ以上は録画を継続できずに上書きされてしまうと。

そのような運用は、考えていないのでしょうか。

【総務課長】 現時点では大体一般的な、ある程度廉価なものでいう中での、この260分というところがありますし、基本的には上書きというところがございますので、例えば今の会長の御意見ですと、それを例えば上限にした場合、自動的にできるのかどうか、そういう機械のハード面もあるかと思いますが、むやみに長くはという部分はもちろんございますし、あくまでも万が一の事故だったり、あおり運転とか、職員の意識の向上だったり、交通事故としての記録を残すためという観点でのドライブレコーダーの導入ですので、長時間録画できるようにするとか、そういうような思いはございません。

【原田会長】 そういう意味では、目的実現に必要な限りで保存いただくということで、今後の運用をされるということによろしいでしょうか。

【総務課長】 はい。

【原田会長】 ほかにございますでしょうか。

【関口委員】 もう1点よろしいですか。録画する記憶媒体について確認させていただきたいのですが、今回SDカード等の電磁記録媒体と記載いただいておりますが、これはドライブレコーダーから取り外し可能なものということですね。

【庶務管財係長】 はい。

【関口委員】 そうすると、この記憶媒体の紛失とか盗難とか、運用管理が必要になってくるかなと思うのですが、この辺りは、管理の方法というのはお決まりですか。

【庶務管財係長】 基本的には、SDカードはもう一切取り外しをしないという形で運用させていただきたいと思っています。あと、盗難などももちろんあると思うのですが、SDカードにはパスワードをかけようと思っていますので、万が一そういうようなことがあった場合には、パスワードが分からないと閲覧できないという形になります。

【関口委員】 ディスクの暗号化対応のものは使いますでしょうか。

【庶務管財係長】 暗号化ではない、パスワードですかね。そういう機器がまた出てくればとは思

いますけれども、今の段階で想定している中では、暗号化までは。

【関口委員】 そうなりますと、市役所内のセキュリティが高い部屋ではなくて、車の中に基本的には置きっ放しということになると思うので、その管理は少し考慮が必要かと思います。取り外しが可能だということであれば、最低限定期的なシリアル番号のチェックですとか、媒体の棚卸しのような管理は必要かもしれないですね。取り外しができないとか、取り外したら消えてしまう耐タンパー性があるようなものと、盗まれても絶対個人情報漏えいされないということはあると思うんですけど。SDカードのようなもので取り外しが可能ということであれば、パスワードだけで本当に嚴重かというところ、少し考慮が必要かなと思います。

個人情報という観点だと、最近ディスクに保存するときは暗号化ですとか、今のところまだ個人情報保護法は変わっていないですけども、出てきているので、車の中の保存ということも考えると、少し御考慮いただいたほうがいいかもしれないと思うんですけど、いかがでしょうか。

【総務課長】 要領案の第3、管理責任者の規定の中で、ドライブレコーダーの適切な管理及びデータの漏えい防止を図るところで必要な措置という部分もありますので、導入できる機器の状況かとは思いますが、御懸念なさっていることはよく分かることですので、私も統括管理責任者となりますので、その辺は、導入していく際にはきちんと、SDカードやいろいろな部分で、大切に取り扱いなければならないことだと認識しておりますので、そういうところは周知徹底してまいりたいと考えております。

【中川委員】 今の点で追加なのですが、そもそも車両の管理というのはどのようにされますか。

【総務課長】 車両の管理は、統括的には私のほうが安全運転管理者ということで、道路交通法の中で5台以上持っている場合は安全運転管理者を置かなければならないということで、私が安全運転管理者となっております。あと、庁内に様々な車があるのですが、それは所有している課長が基本的には管理するという形になっております。

【中川委員】 そういう意味では、第3の3項、必要な措置の一環として、そちらの管理も徹底されるという理解でよろしいですか。

【総務課長】 そうですね。付加されるというのでしょうか、併せて管理してもらおうという形を考えております。

【中川委員】 今、設置目的の話が出ていたのですが、要領案ということですが、「安全運転意識及び運転マナーの向上並びに交通事故発生時における自己責任の明確化を図るため」と、これが設置目的かと思うんですけども、説明資料では犯罪の抑止ということが書かれているのですが、こちらの要綱ではそれが読み取れない形になっていますけれども、どちらが御趣旨ということで考えたらよろしいでしょうか。

【庶務管財係長】 先ほど御説明したあおり運転などの部分も含めてという形になります。

【中川委員】 例えば犯罪の抑止ということも、ドライブレコーダーの設置の目的に含まれるということですか。

【総務課長】 犯罪の抑止、言葉の部分でどうかなというところは実は内部でも話はしていて、趣旨としてはこういうところで、ただ、やはりあおり運転とかそういう部分も、ステッカーでドライブレコーダーをやっていると、そういうところもあって、そういう部分でこちらの言葉も必要なのかなというような認識ではありますが、基本的には、やはり事故発生というところの記録だったり、あるいは万一が一、そういう事故に遭ったとき立証するためのものだったり、職員の安全運転意識を向

上するためにもそういうものを使って、もし万が一事故が起きたとき、ヒヤリハットではありませんけれども、そういった講習会を去年は警察の手をお借りしながらやったりしていますので、やはり安全運転の向上というところに資することも含めて、職員を守るためにも設置していきたいというのが第一です。

【中川委員】 分かりました。それでしたら、そのように言及なさっていただくということもあるのかなと思ひまして、犯罪抑止というようなことは設置目的に掲げていないということにさせていただいてもいいのかなと思います。

なぜかといいますと、要領案の第7の2項に、市長がドライブレコーダーの設置目的の範囲内で外部に提供できるということが書かれておりますので、設置目的による限定、利用の限定ですので、設置目的を明確に定めておくということは、非常に運用上重要だと考えますので、むしろ限定するという御趣旨であるならば、そのような限定をしたものとして、お諮りいただいているというように理解していいのかどうかということがあるのですが、いかがでしょうか。

【総務課長】 基本的には、おっしゃっているような部分が主ですので、何もそういう、犯罪の抑止ということが主眼ではないというところでございます。

【中川委員】 そうすると、この御提案の書類の犯罪の抑止ということは、取り下げるという形でよろしいのでしょうか。諮問書の冒頭部分ののですが。

【総務課長】 言葉の部分でうまく整合が取れないところであるのであれば、趣旨はそういうところでありますので、大丈夫だと思います。

【岸委員】 交通事故も、犯罪といえば犯罪ですから。物によりますけど。

【総務課長】 そうですね。おっしゃるように、あくまで交通事故の抑制みたいなところもあったりするので、何もあおり運転が、結果として事故という犯罪といいますか、交通事故も犯罪というところもあったので、含んでということもあり、そういう意味合いも含めて入れているところはございます。私どもとしては、こういうところを主眼に置いているという状況です。ですので、諮問の部分でここがなじまない言葉があるのであれば。

【中川委員】 いや、懸念しているのは、最近報道等でもありますけれども、ドライブレコーダー等を公用車等に設置して、それを警察に提供するということで、市と警察が協定関係を結んでやるといような自治体の例等が報道されています。今回の要綱を見る範囲においては、そのようなことは想定されていないというように読めると思うのですが、設置目的が曖昧ですと、そのような提供ということも今後考えられるということにもなってくる可能性がありますので、できるだけ曖昧さは排除しておいていただいたほうがいいのかなと考えます。

ただ、それとの関係で、データの外部への提供の第3項に、「国立市個人情報保護条例第9条第1項ただし書の規定により、目的外利用等が認められるとき」と書かれているのですが、これは先ほど防犯カメラの報告も頂いたのですが、それと同じように個人情報保護条例第9条第1項に、法令に基づき利用又は提供するときというものが含まれていまして、これは先ほどの例でいいますと、刑事訴訟法上の警察からの任意提供の申出があった場合、防犯カメラの映像を提供しているということが報告されておりました。この条項が入っておりますと、場合によってはそういうことが可能だというものとして、運用される可能性があると考えられるのですが、そのような趣旨も含むという御提案として、理解してよろしいでしょうか。

【庶務管財係長】 そうですね。警察の捜査などの場合、利用が認められるようなものであればと



いうことで、ここに書いています。

【中川委員】　　そうしますと、この当初の目的よりも非常に広い範囲での、個人情報の収集と利用ということが、実質的には想定されているということにもなると思うのですが、それは若干、懸念が残るような気がいたします。特に、ドライブレコーダー等の記録情報という中には、国立市の個人情報保護条例の第7条でも、取扱いの制限でいわゆるセンシティブ情報というものの取扱いは原則的にしないということになっているかと思うのですが、不特定多数の人が様々なことを行っていることが映り込む可能性があるというものですので、ここに書かれているような、いわゆる思想、信条、宗教や、人種、民族、犯罪歴等がそのまま、例えば政治活動を路上でやっている場合、その人が映り込むとか、あるいはそれを推知させるような状況が発生するとかということが想定されますので、非常に慎重な取扱いが必要な情報も含まれる可能性があるということを考えますと、そのような多様な目的が想定されているということに関しては若干、懸念がある気がするのですが、いかがでしょうか。

【総務課長】　　基本的にはそういう部分、あるのかもしれないですけども、データの外部への提供も含めて、基本的にはまずないものなのかなと考えております。260分という設定はありますけれども、自動的に更新されていくものですし、そういう中では、事故とかそういうときをまずは想定しているところが、今考えているところではあります。

【中川委員】　　そうしますと、想定していないということであれば、これはなくてもいい条項ということになり得るのかどうかと。なくてもいい、想定していないのであれば、むしろ広がった利用が想定されるようなものに関しては、個人情報の観点からは抑制的な定め方をしておいたほうがいいのではないかと思います。

もう一点は、仮にそういう他の利用というものが想定される場合には、例えば防犯カメラに関しては条例を定めてあったように、先ほど御報告を頂いたのですが、これは要領レベルという形ですので、非常にセンシティブな個人情報を取り扱う可能性があるということを考えるならば、この限りでの使用目的ではなくて、より広い使用目的を想定するのであれば、条例等の形式を整えたほうがより妥当ということも、考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【総務課長】　　条例制定までは、正直まだ今の段階では考えていなかったというところがございます。

【中川委員】　　そうしますと、やはり少し抑制的な規定の仕方にしておいたほうがよろしいのではないかと、私自身は考えますけれども。

【原田会長】　　今の中川委員の御意見ですと、この第7の3号は削除の方向で考えたほうがよろしいのではないかと。

【中川委員】　　私の意見としては。

【庶務管財係長】　　そちらに関しましては、これはまだ案の段階ということもありまして、犯罪等のときに警察のほうからその情報を求められたとき、そういうことも必要なのかなというところに入れてさせていただいたところなのですが、今回の御審議で抜いたほうがいいということであれば、それは可能でございます。

【岸委員】　　条例とこの要領では、条例のほうが上位のものにはなるのでしょうか。

【中川委員】　　要領というのは、内部規則ですよ、原則的に。

【庶務管財係長】　　そうです。

【原田会長】　　確かに中川委員が指摘されたように、先ほどの安心安全カメラに関しては、条例を

制定した上で例外的な場面も、この第7の3号に当たるものを用意しているところではあるので、そういう意味ではこのドライブレコーダーの要領の定め方とは違うのだろうと思うんですね。その点、ほかの委員の皆さんは、御意見ありますでしょうか。

【石居委員】 少し関係あることとずれることになりましたが、多分、今の中川委員との御議論を伺っていると、恐らく限定的な運用にするということであれば、諮問書の諮問理由のところ「犯罪を抑止する」ではなくて、少なくとも「交通犯罪を抑止する」という言い方になるのではないかなと思っています。要するに、このドライブレコーダーをいわゆる一般的なドライブレコーダーの使用目的の範囲で使うのか、動く安心安全カメラのようなところまで運用範囲を広げて考えるのか、多分そこがポイントになっていて。それを交通犯罪という形で限定をし、先ほどの第7の3号を入れるのか、入れないのかということと連動させて考えることになるのかなと思いつつ、伺いました。

それと少しだけ私の中では関係するかと思っておりますが、設置するドライブレコーダーが今年度14台、来年度9台となっていますが、これは公用車全体の中でどれぐらいの割合なのかということと、設置する車の順番、どういった用途に使う車からつけていくことを考えていらっしゃるのかどうかを伺いたいのですが。

【庶務管財係長】 庁用車全体は、現在53台ございます。そのうちの設置台数23台につきましては、乗用車を想定しています。ほかのトラックなどに関しては、今後は分かりませんが、今のところの想定は、その23台のうちにはトラックなど作業車は入っておりません。

その中の今年度14台につきましては、ETC搭載車、及び平成30年度の年間キロ数が3,000キロ以上走っている車に関して、選んだというところがございます。ETCを登載しているのが高速も使う機会が多いので、そちらのほうに優先的につけたほうが良いのではないかとということで、14台選んだというところがございます。

【石居委員】 分かりました。ありがとうございます。だとすると、やはり考え方として、恐らく交通犯罪抑止という観点でいえば、利用距離の多いものとか、より遠距離を走るものとかから順番でつけていかれるでしょうし、動く安心安全カメラという観点でいくと、より細かく市内を走り回っている車を優先してつけるということにもなると思うので、そうするとやはり御趣旨としては、交通犯罪を抑止するということに結びつくような設置計画になっているのではないかなと伺えるので、やはりその範囲でとどめるべきかどうかというのは、もう一度考えていただかなければいけないかもしれないですが、どういう目的なのかということは、今の設置の順番からしても理解できる場所があるなと思つた。ありがとうございます。

【原田会長】 ほかにございますか。

【関口委員】 先ほどデータの保存のところでもう一点伺いたいのですが、ドライブレコーダーに保存されたデータをパソコン等に保存したり、移し替えたりして閲覧する場合がありますが、この利用するパソコンですとか、ネットワーク、システムというのは決まっておりますか。

何を気にしているかということ、国立市にはOA系のネットワークと、業務系のインターネットにつながっていないネットワークがあると思うのですが、どちらで利用する御予定かということと、移し替える場合、データも複製がたくさんできることになるので、その辺りの管理ができるような形の運用方法が決められているか、伺いたいのですが。

【庶務管財係長】 今、インターネット系と情報系という形であれば、インターネットにつながっていないものへの保存という形を考えております。

複製ができてしまうということも御指摘されましたけれども、一応この保存に関しての規定、要領の中なのですが、管理責任者の下、行う形を取りますので、職員のみになりますし、そういう形がいいのではないかと考えているところです。

【関口委員】 ということは、今のお話を総合すると、インターネットにはつながらないシステムでの利用ですが、一定期間の保存を伴う複写というか、転写の可能性があるということですか。

【庶務管財係長】 複写の想定はしていないかと。

【関口委員】 複製はしない。

【庶務管財係長】 そうですね。外部への提供という場合に関しては、CD-Rに焼くなど、複写ということがあると思うのですが、それ以外で複写という形は特に考えていないです。

【関口委員】 例えば閲覧するときだけSDカードを挿して見て、複製せずにまた抜いてという形の運用になると。

【庶務管財係長】 複製というのはパソコンのほうに複製ということですか。失礼いたしました。落とした後という形だと思ったので。そうですね。パソコンのほうには、フォルダのほうに保存します。

【関口委員】 一定期間保存される。

【庶務管財係長】 そうですね。必要な期間という形になると思いますが、それが終わり次第、速やかに処分するという形になると思います。

【関口委員】 そうすると、やはり必要な人以外が閲覧できないようにという、システム側の管理も必要になってくると思いますので、その辺りの運用手順は、ぜひ利用開始前までに明確にしておいていただくようにお願いします。

【庶務管財係長】 はい。

【原田会長】 私からは、中川委員と石居委員からの質問とそれに対するお答えを踏まえると、現時点で担当課としてこの設置目的が必ずしも、交通犯罪の抑止なのか、それ以外なのか、明確ではないように思えるんですね。他方で、設置目的がこの要領の中では非常に重要な位置づけを占めているものですから、今日の段階で可、不可の判断は、時間の都合もあって難しいと思うんですね。

そういう意味では、継続審議の対象にすべきかと思うのですが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

【岸委員】 そうですね。犯罪の抑止と言ってしまうと、広がり過ぎてしまって、悪い捉え方をすると、犯罪がまだ起こっていないにも関わらず、お役所が市民の人々を監視するために悪用するのではないかというような誤解を招きかねないと思うので、そこは、石居先生がおっしゃったように交通犯罪だとか、要領に書いてあるとおりであれば特に問題ないとは思いますが、もう少し明確にしたほうがよろしいのではないかと、私個人としては思っております。

【原田会長】 そうしますと、継続審議にしたいと思うのですが、この場で問題点だけは全て指摘を、可能な限りしておきたいと思います。これまでに挙げられた質問以外で、御意見、御質問等あれば、お願いいたします。

私から一つだけ。データ提供の記録なのですが、第8で提供を行った場合には記録をするということになっているのに対して、第6で閲覧の場合にはそれに合うような記録の条項がないのですが、これについてはどのようにお考えなのでしょうか。

【総務課長】 閲覧の記録も、記載はされていないのですが、やはり重要なことかなと思っており

ますので、管理責任者の下でデータのそういうルールが必要になるところはありますので、基本的には分かるような形で残しておくものだと考えております。

【原田会長】 それでは継続審議にいたしますので、今日指摘されたことをできる限り、要領の内容に反映させるということをお願いしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

【中川委員】 1点。本人通知を行わない、これは物理的に不可能だからということだと思っておりますが、ただ原則的には、物理的に不可能な個人情報を収集するというので、特に先ほど申しましたように、今回の場合はセンシティブな個人情報が収集される可能性もあるということを踏まえると、物理的に不可能だから収集しないんですということだけではなくて、本人に通知しない代わりに運用上の注意というか、工夫というか、配慮が必要であろうと思うのですが、その点に関して、何か対象者に対する配慮として、特段何か考えているようなことはありますでしょうか。

例えば、この審議会に外部への提供とか閲覧状況に関して御報告いただくとか、先ほど閲覧とか利用に関して記録を残すということでしたので、どのような利用をしたのかに関して記録を頂くとか、あるいはドライブレコーダーの設置に関して、例えばホームページ等でこのような運用が始まっているということを公表するとか、そのような本人に通知できないことに対する代替的な運用上の配慮というものがあるのもよいのではないかと思いますので、少し検討していただいてもいいのかなと思います。

【総務課長】 ホームページ上とかそういうのはやはり、つけましたというのは何かしら、全車ではないですけれども、少なくともそういうような御案内はさせていただきたいと考えております。

【原田会長】 では、担当課のほうで、今日指摘されたことを踏まえて改めて吟味していただいて、本件については継続して審議対象にしたいと思います。ありがとうございました。

【総務課長】 ありがとうございました。

(説明者入室)

【原田会長】 では続きまして、次第の5、2件目の諮問事項になります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、国立市児童育成手当条例に規定する育成手当、又は児童扶養手当法に規定する児童扶養手当の受給世帯に、市独自の事業として臨時特別給付金を支給する事業を実施するに当たり、①育成手当及び児童扶養手当の受給者の個人情報を目的外利用することについて、②上記①の目的外利用及びその目的について、本人に通知しないことについて、国立市個人情報保護条例第9条第1項第4号、及び第4項ただし書の規定に基づく諮問ということになります。

では、担当課のほうから御説明をお願いいたします。

【子育て支援係長】 それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

諮問に関する事業の御説明の前に、職員の紹介をさせていただきます。

【子育て支援課長】 (自己紹介)

【子育て支援係長】 (自己紹介)

それでは私のほうから、本件諮問に関するひとり親世帯への臨時特別給付金事業の御説明をいたします。資料につきましては、資料2-2を使用いたしますので、お手元に御用意をお願いいたします。

それでは1ページです。1、事業概要についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、国立市独自の事業として、育成手当又は児童扶養手

当の受給世帯に、臨時特別給付金を支給するものでございます。この育成手当と児童扶養手当は、それぞれ条例と法律に基づくものでありまして、両手当とも、ひとり親であることが受給資格の主な要件でございます。

続きまして、2、諮問理由についてでございます。今回、本件給付金事業の実施に当たりまして、育成手当などの個人情報を利用するため、諮問させていただきました。目的外利用により、対象者への案内の発送、また、給付金の振り込みなどを正確かつ迅速に行うことができると考えているところでございます。

続きまして、3、臨時特別給付金の支給時期などについてでございます。支給の時期は本年7月中旬頃を予定しているところでございます。対象者につきましては、国立市において、令和2年4月分の育成手当又は児童扶養手当を受給する方でございます。この4月分の手当というのは、令和2年3月31日現在において国立市の住民であれば、受給することができます。それから、4月分の育成手当又は児童扶養手当の支給対象児童が、そのまま臨時特別給付金の算定対象児童となります。

なお、算定の対象となる児童につきましては、令和2年3月31日までに生まれた児童となります。

算定対象児童に係る育成手当と児童扶養手当につきましては、次の2ページ、上段に表でまとめておりますので、そちらを御覧ください。簡単に、これらの手当の御説明をさせていただきます。

育成手当と児童扶養手当、ともに受給の要件は、ひとり親であることでございます。また、支給対象児童の年齢につきましては高等学校修了まででございますが、児童扶養手当につきましては、児童に障害がある場合に限りまして、20歳までに延長されます。今回の私どもで実施いたします給付金につきましては、この20歳までの児童についても算定対象児童といたします。

同じ2ページの中段に、算定対象児童のイメージ図がございます。大きいほうの円が育成手当の支給対象児童でございまして、小さい円が児童扶養手当の支給対象児童を表しております。育成手当の円のほうが児童扶養手当よりも大きい、すなわち支給対象が多いことを意味しますが、これは受給要件であります受給者の所得制限が、育成手当のほうが児童扶養手当よりも高いことによります。

5ページの資料No.1を御覧ください。こちらの表でございますが、育成手当と児童扶養手当の所得制限額表でございます。同じ横の行で御覧になると、育成手当のほうが児童扶養手当よりも所得制限が高くなっております。また、児童扶養手当については、受給者のみならず同住の三親等以内の扶養義務者につきましても、所得の審査対象となってございます。

児童扶養手当につきましては、本人の所得制限額が2段階制になっておりまして、一部支給という列がありますが、こちらに規定する金額を超過いたしますと、全部支給停止と言って、手当を受給することができなくなります。

それでは恐れ入りますが、2ページの中段のイメージ図のほうにお戻りください。

このイメージ図のCの領域について説明します。この領域は、先ほど少し申し上げました児童扶養手当の支給対象児童であり、かつ、障害を持つため支給制限が延長された、高等学校修了後から20歳までの児童の領域でございます。当市におきましては、こちらのCの領域は非常に少なくなっておりまして、私が見積もったところ、およそ3名程度がこちらに入ると考えているところでございます。

続きまして、(3)給付額でございます。算定対象児童1人当たり1万円を支給いたします。なお、育成手当と児童扶養手当の支給対象児童、両方に該当する場合であっても、2万円としないので1万円の支給とさせていただいているところでございます。

続きまして(4)申請方法についてでございます。対象者からの申請は不要となりまして、市のほ

うから対象者の方に案内文を発送いたしましたして、期限までに辞退する旨の意思表示がない場合、把握させていただいております対象者の銀行口座に、給付金を振り込むという手続になります。

次の（５）スケジュールにつきましては、こちらの記載のとおりでございます。

続きまして３ページの４、目的外利用する個人情報についてでございます。こちらに記載のとおりでございますが、性別などを目的外利用することにつきましては、同姓同名の対象者もいることから、対象者を誤りなく正確に識別するための情報として必要であると考えため、目的外利用する個人情報に含めさせていただきました。

最後に５、目的外利用について本人通知を行わない理由についてでございます。対象者に発送する案内文から、国立市が児童扶養手当と育成手当の個人情報を利用することにつきまして、対象者の方が容易に推測できることから、条例に基づく目的外利用に関する本人通知はしないということにさせていただきます。

最後、資料について御紹介だけさせていただきます。７ページから１１ページにかけて児童育成手当条例、児童扶養手当法と同法の施行令、こちらを添付させていただきました。こちらの内容につきましては、おおむね説明させていただきましたので、条文のほうを改めて説明することは割愛させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【原田会長】** ありがとうございます。

では、審議に入りたいと思います。委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。

私から一つですが、前回、書面審議の最初にありました、児童手当の受給世帯に臨時特別給付金を支給する事案がありましたが、あの事案と比較したとき、同種の目的になるという理解なのですが、何か運用等において、あるいは考え方において、違う点というのがありますか。

**【子育て支援係長】** 前回、書面審議をしていただいた児童手当に１万円の上乗せをするというのと、やり方等についてはほとんど一緒でございまして、今回はその対象者がひとり親世帯になるというところで、違いがございます。

**【原田会長】** ありがとうございます。

**【中川委員】** 質問というか簡単な意見なのですが、前回、書面審議のときにも質問させていただいたと思うのですが、目的外利用の理由について本人通知をしないということについて、今回のような形で本人が容易に推測できる、理解できるという形で理由を把握していただけるのであれば、問題ないと思うのですが、前回の書面審議で、行政上の事務に支障が生じるからというような理由のみで本人通知を行わないというような部署もございまして、それだけですと少し説明として、行政上の不便というようなことを理由にすれば、ほとんど何事もできてしまいますので、十分ではないと考えましたので、ぜひこれからも実質的な本人通知をしない理由について、明確にさせていただけるとよろしいのではないかと思います。

今回に関してはこれでよろしいかと思います。

**【原田会長】** ほかに、御意見、御質問等ございますでしょうか。

**【関口委員】** 対象となるひとり親世帯というのは、現在国立市にお住まいの方と、いつもこういう特別の場合、住民票があるけど住所は国立市でない方とか、住民票はないけど国立市にいらっしゃる方とか、いろいろなパターンの場合を検討されていると思うんですけど、今回の対象というのは国

立市に住民票がある方になりますでしょうか。

【子育て支援係長】　そうですね。その御認識で大丈夫でございます。というのは、育成手当と児童扶養手当を国立市で受給するに当たって、まず国立市で住民登録することが必須となりますので、今回、育成手当と児童扶養手当を当市で受けている方ならば、それは同時に国立市の住民登録があることとなりますので、その御認識で大丈夫でございます。

【関口委員】　国立市として行う施策だから、国の施策であるとする、住民票と実際の現住所が違う方を、各自治体の間で情報連携されていると思うのですが、今回の場合はそうではないのは、国立市独自の施策だからということでしょうか。

【子育て支援係長】　そうですね。おっしゃるとおりでございます。

【関口委員】　分かりました。ありがとうございます。

【原田会長】　ほかにいかがでしょうか。

特にないようですから、方針の取りまとめに入ろうと思います。お一人ずつ御見解を伺えればと思いますので、お願いいたします。

では岸委員から、お願いいたします。

【岸委員】　前回の書面審議のときとほぼ同じということですし、必要性など充分理解できますので、お認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】　石居委員、いかがでしょうか。

【石居委員】　私も岸委員と同じで、お認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】　中川委員。

【中川委員】　よろしいかと思えます。

【原田会長】　関口委員、お願いします。

【関口委員】　はい。十分必要性が認められると思うので、よろしいかと思えます。

【原田会長】　私もお認めしてよろしいかと思えます。ただ、児童手当のときにも付言をしたところですが、個人情報の取扱いについて適切に管理運営をされるよう努められたいということ、特に保存期間の経過後は確実に情報を破棄されたいということは、同種の事案ということですので、同じ付言をつけるのがよろしいかと思っております。

では、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(説明者退室)

【原田会長】　では、続きまして次第の6、個人情報取扱業務登録（変更）等の報告について、事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】　それでは、個人情報取扱業務登録について御報告いたします。資料が5-1から5-10までとなります。登録が9件、変更が1件ございました。

資料5-1でございますが、こちらは、前回の書面会議にて配付、作成、本人外収集等について諮問させていただき、お認めいただいた特別定額給付金事業の登録でございます。

続きまして資料5-2、福祉有償運送事業補助金交付業務でございます。こちらは、補助金算出のため、新規会員登録者の確認を行う必要があることから、本人同意によりまして移送サービスを行う団体から新規会員登録者の一覧の提出を受けるというものでございます。記録項目につきましては、裏面に記載されているとおりでございます。

続きまして資料5-3、在宅高齢者救急通報システム事業でございます。こちらは変更でございま

す。変更箇所につきましては、裏面を御覧ください。備考欄に記載がございます。まず①業務名称の変更、②個人情報の収集目的を詳細に記載、③、④、⑤は記録項目の追加と削除でございます。

続きまして資料5-4から5-6までの3件でございますが、こちらは子ども家庭支援センターで行っております各事業の登録漏れの方でございます。記録項目につきましては、裏面に記載のとおりでございます。いずれも本人からの収集となっております。

続きまして資料5-7、生産緑地の公有地化に係る業務でございます。生産緑地の買取り手続のため、本人収集を行うものでございます。記録項目につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

続きまして資料5-8、旧国立駅舎管理運営業務でございます。旧国立駅舎の使用手続のため、本人から収集するものでございます。記録項目は裏面のとおりでございます。

続きまして資料5-9、旧国立駅舎安心安全カメラ管理運用業務でございます。こちらにつきましては本人外収集等につきまして諮問いたしまして、お認めいただいたものとなります。

続きまして資料5-10、オリンピック・パラリンピック聖火リレーサポーターの募集業務でございます。オリンピック・パラリンピック延期に伴いまして、事業のほうは休止中とのことでございます。

資料5-11、国立駅周辺まちづくりに関する市民アンケート調査でございます。こちらは廃止でございます。アンケート調査の終了のため、廃止するものでございます。

登録につきましては、以上でございます。

**【原田会長】** ありがとうございます。

今の点につきまして、御質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、次の次第の7をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、個人情報取扱業務外部委託登録の御報告でございます。資料は6-1から6-3まででございます。

資料6-1は、子どもショートステイ事業でございます。こちらは、先ほど業務登録のところでお報告いたしました登録に伴う届出となっております。事業のほうは平成23年9月から実施しておりますが、実施当初から外部委託をしているものになります。

続きまして資料6-2、こちらは変更でございます。納税通知書類の運搬、封かん等の業務につきまして、委託業者が変更となったものでございます。

続きまして資料6-3、こちらは変更でございます。緊急通報システム業務につきまして、委託業務の名称、委託先及び委託目的を変更するものでございます。

以上でございます。

**【原田会長】** ありがとうございます。今の件について、御質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、次の次第の8を、引き続きお願いいたします。

**【事務局】** それでは、個人情報目的外利用等につきまして、御報告申し上げます。

資料7-1は、統計の業務でございます。生活保護の決定及び実施のため、生活保護法及び本人同意に基づきまして、対象者の報酬等に関する情報を提供したものでございます。

続きまして資料7-2から7-4まででございます。こちらはそれぞれの業務につきまして、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、各警察へ回答したものとなります。目的外利用等の期間でございますが、令和2年2月27日から3月31日までとなっております。照会に対する回答に対しまして期間の幅がございますけれども、こちらは、国立市個人情報保護条例施行規則第6条第3項の規



定によりまして、同一年度間における同一類型の目的外利用等の届出が不要とされております関係で、同一類型の目的外利用等がその後想定される場合には、期間の終期を年度末までとして取り扱うこととしているためでございます。

同一類型の基準でございますが、まず登録業務が同一ということ、かつ目的外利用等の根拠が同一、かつ提供先が同一ということでございます。提供先の同一性についてでございますが、全く同じであるという必要はなく、例えば各警察署、各公安委員会、各市町村等の単位ごとで同一として扱っております。

続きまして資料7-5から7-25までとなりますが、課税課の市都民税の課税業務でございます。7-5のみが教育委員会への外部提供となっております。その他は全て実施機関内部の目的外利用となります。いずれも各業務実施の必要上、本人同意または法令の規定に基づき、所得状況等について情報を提供するものでございます。目的外利用等の期間でございますが、7-18が6月1日からとなっておりますが、それ以外はいずれも4月1日から令和3年3月31日までの年度間の利用となっております。いずれもシステムを利用した随時閲覧等の利用となっております。

飛びまして資料7-26でございます。7-26から最後、7-66までは全て年度間の利用のものでございます。7-26、7-30、7-36、7-38、7-43、7-49、7-53、7-56、7-60、7-65と飛んでおりますが、全てそれぞれの業務につきまして、市税等及び市税等以外の強制徴収公債権の徴収のため、各法令の規定に基づきまして、所要の情報の目的外利用を行うものでございます。提供先につきましては、記載の5課となっております。

続きまして資料7-27、市都民税の課税業務でございます。保育利用者負担等の決定のため、本人同意に基づきまして所得状況等を利用するものでございます。

続きまして資料7-28、課税課の固定資産税の課税業務でございます。農地台帳の整備のため、農地法に基づきまして国立市農業委員会へ外部提供するものでございます。

続きまして資料7-29と、飛びますけれども7-44、7-54でございます。こちらは市・都民税申告受付での社会保険料控除の確認事務のため、地方税法の規定に基づきまして収納課、高齢者支援課、健康増進課へ情報を提供するものでございます。

続きまして資料7-30でございます。こちらは、先ほど7-26でまとめて御説明いたしました債権管理の関係でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして資料7-31から7-35まで、飛びまして7-39でございます。こちらは福祉総務課の生活保護法決定調書関係業務でございます。生活保護受給者に対する情報を、各業務実施の必要上、本人同意又は各法令の規定に基づき目的外利用するものでございます。

飛びまして資料7-36、こちらは債権管理の関係ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして資料7-37、飛びまして7-42、7-50、7-57、7-61、7-64、合計6件になります。それぞれの業務につきまして、非強制徴収公債権、私債権回収のため、審議会答申に基づきまして所要の情報の目的外利用を行うものでございます。提供先は記載の6課となっております。

資料7-38につきましては、債権関係でございますので、省略させていただきます。

資料7-39は、生活保護法決定調書関係業務でございます。特定保育施設等入所申込児童等の利用料の減免及び補助のため、本人同意に基づき生活保護を受給者の異動状況を提供するものでございます。

続きまして資料7-40、登録業務の欄に記載されております2業務につきまして、避難行動要支援者名簿作成のため、法令の規定に基づき目的外利用するものでございます。

続きまして資料7-41、登録業務欄に記載の3業務につきまして、自立支援医療及び障害者手帳更新手続のため、法令規定及び本人同意に基づきまして目的外利用をするものでございます。

続きまして資料7-42につきましては、7-37でまとめて御説明いたしました非強制徴収公債権、私債権の回収関係でございますので、説明を省略させていただきます。

資料7-43につきましては、強制徴収公債権回収関係となりますので、省略させていただきます。

資料7-44でございますが、こちらは7-29のところでもまとめて御説明させていただきました市・都民税の申告関係の内容でございますので、省略させていただきます。

資料7-45でございますが、介護保険料賦課・徴収業務につきまして、生活保護の実施のため法令及び本人同意に基づきまして、目的外利用するものでございます。

資料7-46でございます。介護保険料賦課・徴収業務につきまして、年金生活者支援給付の実施のため、法令の規定に基づき目的外利用するものでございます。

資料7-47及び7-55でございますが、登録業務に記載の各2業務につきまして、高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、法令の規定に基づきまして高齢者支援課、健康増進課、相互に目的外利用をするものでございます。

続きまして資料7-48、登録業務に記載の2事業につきまして、児童手当等の対象者の受給資格等を確認するため、本人同意に基づきまして目的外利用をするものでございます。

資料7-49は債権関係でございますので、説明は省略させていただきます。

資料7-50につきましても債権関係ということで、省略させていただきます。

資料7-51、国民健康保険課税事務につきまして、国民年金保険料免除の手続のため、法令の規定に基づき、目的外利用するものでございます。

資料7-52でございます。登録業務に記載の2業務につきまして、生活保護の実施のため、法令の規定に基づき、目的外利用をするものでございます。

資料7-53は債権関係でございますので、省略させていただきます。

資料7-54は市・都民税の申告関係でございますので、省略させていただきます。

資料7-55につきましては、先ほど7-47で御説明いたしました相互利用でございます。

資料7-56は債権関係でございますので、省略させていただきます。

資料7-57も債権関係でございます。

資料7-58でございます。拠出制年金の業務につきまして、児童手当等の認定のため、本人の同意に基づき目的外利用をするものでございます。

資料7-59、戸籍業務及び住民基本台帳業務につきまして、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、回答するものでございます。

資料7-60及び7-61は債権関係となりますので、省略させていただきます。

資料7-62でございます。児童手当等の業務につきまして、廃棄物等処理手数料の減免のため、本人の同意に基づき目的外利用をするものでございます。

資料7-63でございます。児童手当等の業務につきまして、生活保護の実施のため、法令の規定及び本人の同意に基づきまして目的外利用をするものでございます。

資料7-64及び7-65は債権関係でございますので、省略させていただきます。

資料7-66は通学路安心安全カメラ管理運用業務につきまして、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、回答するものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【原田会長】 ありがとうございます。

以上につきまして、御質問等ございますでしょうか。

【関口委員】 目的外利用で、年間を通じてというのは随時、定期的に発生する業務が結構あると思います。できるものとできないものがあると思うのですが、個人情報の目的外利用ではなくて、今年度からは利用目的に登録して個人情報利用規約を見直すとかいう動きは、特にされていないでしょうか。結構、去年もたしかこれ多かったなと思って、だんだん年々増えていくようなイメージがあるのですが。

税の徴収とか、債権回収とか、事前にできないものもあるとは思いますが、できるものを見直しはされるのでしょうか。

【事務局】 提供そのものを目的にしてしまうということでしょうか。

【関口委員】 新たな利用目的に、収集した個人情報はこういう目的に使うことがあります、本人同意を改めて取るものも結構多いと思うので、事前に書けるものであれば、個人情報規約って、一般企業だと運営しながら見直していったりする場合が結構あると思うのですが、新しい利用目的を追加して、嫌なら個人情報を削除しますとか、そういう運用もあると思うのですが、そういうのはあまり検討されたりはしていないでしょうか。

【事務局】 業務登録の収集目的の変更を、公表するという形になるとは思いますが。

【関口委員】 そうですね。最初に収集するときの利用目的に、新しい目的を追加するという手順が恐らく必要になると、もう既に収集済みの市民の方とかには、個人情報の目的の規約が改定されましたというお知らせとかが多分必要になると思います。目的外利用届で運用するというのも一つの手かとは思いますが、4月1日から3月31日までという年間を通じてあるものというのは、ある程度定期的に発生する業務かなと思うので、そういうものであれば、新たに個人情報規約を見直して利用目的に入れるというのも一つの運用の仕方かなと思うのですが、そこは何か線引きがあったりしますでしょうか。

【事務局】 特に基準というものは無いのですが、提供することを収集目的にしてしまっただけのいかどうかというところが、少し慎重に、個別に判断していかなければいけないのかなとは思いますが、今、御助言を頂きましたので、その辺りは少し念頭に置いて。

【関口委員】 もちろん何でもかんでも入れられるものではないと思うのですが、検討されると少し手続等が、皆さんの内部の処理が楽になるのかなと、思いました。

多分債権回収とか、明らかに事前に目的としてうたえないものはあると思うのですが、児童福祉系だったり、関連する業務というのは定期的にあって、しかもその取得のときに改めて本人同意を取るのであれば、検討してもいいのかなと、思いました。

【事務局】 ありがとうございます。その辺りは、もう少し効率化とか、改善が図れないかというところは検討させていただきたいと思います。

【原田会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

【中川委員】 7-2と7-3、7-4に関して、警察への刑事訴訟法に基づく提供というものが

あったということが書かれています。これも個人情報保護条例の9条1項の、法令の規定に基づきという形での提供だと思われませんが、やはり先ほどと同じように任意規定に基づく提供ですので、慎重な対応が求められるということだと思いますけれども。どのような対応がなされているのでしょうか。

【事務局】 照会があったときに、各担当にはなるのですけれども、聞ける範囲で、その目的といますか、そういったものを確認したりということはしているようであります。ただ、捜査上のことですので、教えていただけない場合も多いようなのですけれども。

あと、提供する情報につきましては、必要な範囲でかなり絞り込んだ、必要最低限のものを提供するということが心がけています。

【中川委員】 例えばここでは、生活困窮者の情報や介護保険給付、介護認定というようなことですけれども、どのような目的で利用するというのは、御説明いただける範囲でいただけるとありがたいのですけれども。

【事務局】 捜査照会書というものを必ず提出は求めているのですが、それを今、控えを持っていませんので、詳しいことは、今はお答えできません。

【中川委員】 犯罪捜査に関わるものとして、これだけの情報ですと、生活困窮者の自立支援に関する相談業務に関わる情報として、どのような情報が何の目的で利用されたのかということがほとんど不明ですので、御報告いただくとしても、これが慎重に検討されたものかどうかということに関して、全く判断ができないということになるかと思っております。

9条1項関係で特に任意規定に基づき情報提供をするというような場合に関しては、何かもう少し。この審議会に対しての報告というのはいかなる条例に基づくのですかね。

【事務局】 はい。

【中川委員】 というようなことでしたら、もう少し内容等に関して補足的な情報を頂けると、ありがたいかなと。

【事務局】 心がけるようにはいたしますが、なかなか目的を教えてもらえないということが多いようではあります。

【中川委員】 そうしますと、この9条1項というのはある種、運用を通じてほとんど捜査機関に関してはフリーハンドで情報を提供する規定になってしまいますので、それはそれでかなり問題があるかと思っております。ですので、そのためにこの条例の説明についても、任意規定の場合には慎重な対応ということが、わざわざ解釈上の留意事項として書かれているというように思っておりますので、少し慎重な対応を求める必要があるのではないかと思います。

【原田会長】 では、この件については今後の報告の中で、今の御意見を踏まえて対応いただくということによろしいでしょうか。

【事務局】 はい。分かりました。

【原田会長】 ほかに御意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件については終了したいと思います。

次第の9番、その他とありますが、事務局から何かありますか。

【事務局】 また諮問予定案件が2件と、本日継続になったものがあるかと思っておりますので、日程を固めて、御連絡したいと思います。

【原田会長】 では、以上で本日の審議会は終わりたいと思います。お疲れさまでした。

— 了 —